

## 住宅改修について

### ●住宅改修が必要な理由書

以下の場合を確認を行います。

- ・必要性が不明確な場合
- ・改修内容が制度趣旨と整合しない場合
- ・金額の妥当性に疑義がある場合

※状況により電話確認や訪問調査の現地立会いをお願いすることがあります。

### ●訪問調査

令和7年度より、給付適正化の観点から、住宅改修及び福祉用具購入、貸与申請にあたり リハビリテーション専門職による訪問調査を実施しています。

利用者の状態や生活実態を踏まえた改修となるよう、ご協力をお願いいたします。

### ●給付対象とする必要性記載のポイント

#### ①階段手すり設置

- (1)なぜ2階へ行く必要があるのか
- (2)使用頻度（月何回・年何回）
- (3)1階で生活が完結できないか検討したか

※「階段手すり＝不承認」という趣旨ではありません。必要性が客観的に判断できる記載となるよう、ご協力ください。

#### ②玄関・勝手口の両方の改修工事

- (1)両方必要な理由・目的
- (2)使用頻度（月何回・年何回）
- (3)動線上の具体的状況

※「本人が希望しているため」のみを主な理由とする申請は、給付適正化の観点から承認できない場合があります。

### ●老朽化は対象外

単なる老朽化を目的とする改修は、介護保険給付の対象外です。

### ●写真撮影の留意点

単なる改修前後の写真ではなく、必要性が客観的に確認できる写真となるよう留意してください。

- 例：段差解消…メジャーを当てて段差の高さが分かる写真  
滑り防止…滑りやすい状態が確認できる写真

※なぜその改修が必要か、理由書等から必要性が十分判断できるように、記載してください。

●複数事業者からの見積り取得

平成30年7月13日厚生労働省通知（介護保険最新情報 Vol.664）により、『複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明すること』が求められています。（添付する見積書は1通。）

※利用者が制度を理解した上で1社のみを希望する場合は可能です。

●見積額の妥当性確認

材料費に比して工事費・諸経費が著しく高額な事例が見受けられます。

見積内容の妥当性について、十分な確認をお願いします。

## 福祉用具貸与について

●電動車いす貸与

『日常生活』の例：買い物、通院、ゴミ出し等

これらに付随する趣味や気分転換での利用を直ちに否定するものではありません。

しかし、主目的が「気分転換」や「閉じこもり防止」である場合は慎重な判断が必要です。

※この考え方は、訪問介護における生活援助の取扱いと同様です。

●住所地以外の場所での福祉用具貸与について

福祉用具貸与は、被保険者の居宅における自立した日常生活の支援を目的とする居宅サービスであり、生活の本拠（基本的に住所地）である居宅以外で使用する場合は、原則として介護保険給付の対象とはなりません。

【原則として認められない事例】

- ・家族宅や一時的な滞在先など、生活の本拠と認められない場所での利用
- ・別荘等の居宅以外の場所や短期間の滞在先での利用

※災害により一時的に生活の本拠を移している場合等は、住民票の所在地のみではなく、実際の「生活の本拠」がどこにあるかを踏まえて、例外的に認めることがあります。

【留意事項】

福祉用具貸与は、ケアプランに位置付けられ、適切なアセスメントに基づき必要性が認められる場合に提供されるサービスです。

利用場所や生活実態を十分確認した上で位置付けてください。

※判断に迷う場合は、市高齢者幸福課へご相談ください。